

「電力広域的運営推進機関 長期脱炭素電源オークションの制度導入に係る詳細設計の支援業務」に関する質問に対する回答

電力広域的運営推進機関

No.	仕様書等該当箇所 (ページ、項目等)	質 問	回 答
1	入札仕様書P3「4. 業務委託スケジュール」及びP5「6. 実施体制」	本支援業務は、複数年度にわたる継続的関与の可能性のあるものと理解しておりますが、次年度以降、ご支援内容に応じて支援メンバーの一部（責任者やリーダー以外）が交替・変更することについて、何らかのご成約はございますでしょうか。	基本的にメンバーが交替・変更がなされないことを想定しております。交替・変更がある場合には、貴社内部で引き継ぎが十分に行われ、問題がないことを弊機関にも確認させていただくことを前提として、交替・変更不可といった制約はございません。
2	入札仕様書P3「4. 業務委託スケジュール」及びP5「6. 実施体制」	本支援業務支援への関与メンバーは貴機関との契約条件（守秘義務）を遵守することは当然の義務と理解しております。そのうえで、支援期間においてオークション参加想定企業に対する本オークションに関わるコンサルティング、アドバイザー業務（オークション対応支援）に関わることについて、何らかのご制約はございますでしょうか。	弊機関と御社で本件の契約を締結していることを含め、オークションに参加を想定する企業もさることながら担当する貴社メンバー以外の者も含め、弊機関との契約がなければ知りえない情報が漏洩することが無いよう、貴社内での担当するメンバー間のファイアウォール設定等により適切な情報管理体制を整えていただきますようお願いいたします。
3	入札説明書P4「11.契約書作成の要否」	例えば、弊社グループの弁護士や税理士に関与する場合には、弁護士法や税理士法に基づき貴機関と独立した契約を締結させて頂くことを想定しております。このようなご契約形態について、何らかのご制約はございますでしょうか。	落札後に必要性を確認させていただいた上でグループ各社との契約とさせていただきますと考えていますが、入札書には契約当事者すべてを入札者として記載の上、入札下さい。落札後の契約に関する協議については、契約先各社とすることは想定しておらず、入札における代表者とさせていただきますと考えています。
4	入札説明書P4「11.契約書作成の要否」	上記3番に関連して、グループ会社(複数会社)が複数の契約によって本支援業務に関与させて頂くに当たり、何らかの制約条件はございますでしょうか。特に、グループとして一体で入札参加させて頂く場合、各契約主体となる組織(上記3番の場合には、弁護士法人や税理士法人)が全省庁統一資格 資格審査結果通知書(写)入札参加資格要件を取得する必要性についてご教示ください。	入札者(各契約主体)には、入札参加資格要件をすべて満たしていることが必要となります。ただし、特殊な技術を有する契約主体で、全省庁統一資格の取得が必ずしも必要でないと考えられる場合については、落札後に独立した契約の要否を含め、協議とさせていただきます。
5	入札説明書P6「9.納入物」	委託業務で作成する納入物は以下の通り大きく2種類に分かれていますと認識しております。そのうえで、①は様式がOCCTO指定、②は任意となっているとの理解でよろしいでしょうか。 【納入物の種類】 ①入札公告の際に公表される資料 ②公表されない、委託業務遂行時の中間資料(課題一覧表・方針検討資料・プロジェクト管理関連資料等)	①については、資料の使用目的次第で変わります。必要がある場合はこちらから指定のフォーマット等を提供いたします。 ②につきましては、任意の様式で構いません。
6	入札仕様書P8【会計対応】①会計・税務処理方針の構築	3ボツ目に記載の、税務処理に関する影響については、定性的な情報との理解でよろしいでしょうか。それとも、貴機関より必要なデータを提供いただいたうえでの定量的な試算も必要でしょうか。	広域機関における容量市場の取引や、市場取引以外の取引(FIT・FIP等)において整理している会計・税務処理の方針を参考としながら、長期脱炭素電源オークションの対応を策定するにあたり影響等の検討をまずは定性的に行うことを考えております。来年度以降、会計・税務の精緻化を行う際に定量的な評価も行うことを考えておりますが、前倒しで今年度を実施する分には問題ありません。